

電子契約の実施について

東京都では、事業者の利便性向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、電子契約を実施しています。

水道局におきましても、令和7年1月6日（月）以後に公告等が行われる契約案件から、以下の実施組織及び対象業種・営業種目において、電子契約を実施いたします。

今後、実施組織及び対象業種・営業種目を段階的に拡大していきます。

1 実施時期

令和7年1月6日（月）以後に公告等が行われる契約案件から

2 実施組織

水道局 経理部 契約課

3 対象業種・営業種目

別紙のとおり

※一部対象外がありますので、併せて御確認ください。

【電子契約の利用方法等】

東京都電子調達システム「電子契約サービスの導入について」

(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html>)

に掲載している事業者向けマニュアルを御覧ください。

【問合せ先】

水道局経理部契約課(契約調整担当)

直通 03-5320-6402

電子契約の対象業種・営業種目について【水道局】

令和7年1月6日（月）以後に公告等が行われる以下の契約案件から、電子契約を実施いたします。
今後、実施組織及び対象業種・営業種目を段階的に拡大していきます。

区 分	実 施 組 織	対 象 業 種 ・ 営 業 種 目
工 事 等	水道局 経理部 契約課	○ 工事 7 業種 （金額制限なし） 01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事 ○ 工事 7 業種以外の業種における 予定価格 5 億円以上の契約案件
物品買入れ等		○ 物品買入れ （001～099） ※委託等（101～201）を除く

留 意 事 項

以下については対象外となりますので、御留意ください。

- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
- 契約変更手続
- 請書により行うもの
- 1つの契約案件において契約相手が複数存在しているもの